

平成 30 年度第 1 回高知県個人情報保護制度委員会議事概要

- 1 日時 : 平成 30 年 6 月 22 日 (金) 午前 10 時 00 分から 11 時 50 分まで
- 2 場所 : 高知会館 4 階「やまもも」
- 3 出席者 : 委員
岡林会長、稲田副会長、妹背委員、浜永委員、福島委員
実施機関
生涯学習課 山岡課長補佐、清藤社会教育主事
事務局
文書情報課 徳橋課長、柿内チーフ、杉尾専門員
- 4 会議した事案の件名
 - (1) 諮問案件
個人情報の目的外提供の例外に関する事項 (条例第 10 条第 1 項第 7 号関係)
「若者はばたけネット」に係る個人情報に関する事務 (生涯学習課)
(平成 22 年 8 月 4 日付け答申第 207 で承認を受けた事務の提供先の変更に係る諮問)
 - (2) 協議事項
要配慮個人得情報の収集の制限の例外に関する事項 (条例第 8 条第 3 項第 3 号関係)
(文書情報課)
(平成 13 年 9 月 21 日付け答申第 2 で承認を受けた項目の解釈運用について)
 - (3) 報告事項
ア 個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について
イ 個人情報保護の取り組みについて
 - (4) その他
非識別加工情報に関する動向について
- 5 議事概要
 - (1) 諮問案件
個人情報の目的外提供の例外に関する事項 (条例第 10 条第 1 項第 7 号関係)
「若者はばたけネット」に係る個人情報に関する事務 (生涯学習課)
(平成 22 年 8 月 4 日付け答申第 207 で承認を受けた事務の提供先の変更に係る諮問)
実施機関から、平成 22 年 8 月 4 日付け答申第 207 で承認を受けた事務について、
委託先の変更に伴い個人情報の提供先が変更となることから、個人情報の目的外提供
の例外に関する事項について、提供先を新たな委託業者とすること等について説明あ
った。
委員からは、本人同意に基づかない個人情報の提供によりトラブルはないのか、今
後委託業者が変われば同様に委員会に諮問するのか等の質問があった。
これを受けて実施機関からは、委託業者と共に実施機関からも説明文書を送付する

などの対応をしていること、また、委託業者が変わった場合は今回同様委員会に諮問することなどの説明があり、異議なく承認された。

(2) 協議事項

要配慮個人情報収集の制限の例外に関する事項（条例第8条第3項第3号関係）
（文書情報課）

（平成13年9月21日付け答申第2で承認を受けた項目の解釈運用について）

実施機関から、平成13年9月21日付け答申第2で承認を受けた事項について、要配慮個人情報の明確化に伴い、これまで解釈で運用をしていた「申請によって、結果として要配慮個人情報を収集してしまう場合」について、答申第2で承認を受けた事項として、条例の解釈運用基準に記載すること等について説明があった。

委員からは、具体的にはどのような場合が該当するのかという質問及び条例で制限される事項の例外として答申がなされているにもかかわらず、当該答申を包括的に取り扱うことなど要配慮個人情報の取扱いに係る意見があった。

これを受けて実施機関からは、成年後見人が本人を代理して行った就学支援金の申請を受け付けた結果、当該本人が成年被後見人であるとの情報を収集してしまう場合が該当すること、要配慮個人情報の収集について条例において本人同意があれば収集可能としている県もあるが、全国的には本人同意があっても収集不可としている都道府県が多く、要配慮個人情報の取扱いについては今後も検討していく旨の説明があり、今回協議した事項については了承された。

(3) 報告事項

ア 個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について

事務局から、個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について協議があった4課4件の事項について報告があった。

イ 個人情報保護の取り組みについて

事務局から昨年度の個人情報漏えい事案及び個人情報保護の取り組みについて報告があった。

(4) その他

非識別加工情報に関する動向について

事務局から、非識別加工情報に関する国の検討会の報告書の概要及び他都道府県の動向について報告があり、併せて個人情報保護条例の改正に向けた現在の状況について説明があった。